

食事施設等の占用許可基準等について

1 方針

食事施設等は、次のいずれにも該当するものであることとする。

- (1) 食事施設等において販売される物品又は提供されるサービスが道路の通行又は利用において一般的に派生する需要に対応したものであること。
- (2) 広く一般に対して物品の販売又はサービスの提供を行うものであって、特定の者のみを対象としたものではないこと。

2 占用の場所

「入札占用指針」 2-（2）参照

3 構造等

食事施設等の構造等については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。また、必要最小限度の規模とすること。
- (2) 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。

なお、次に掲げる事項に該当する食事施設等の占用は、許可しないものとする。

ア 易燃性若しくは爆発性の物件その他危険と認められるものを搬入、貯蔵又は使用するためのもの（社会通念上妥当と判断される物件であって道路管理上支障のない量を搬入等する場合を除く。）

イ 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの

ウ 信号機、道路標識等の効用を妨げ、又は車両の運転に危険若しくは妨害を生じさせるもの

- (3) 車両の運転者の視野を妨げないものであること。

食事施設等の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものではないこと。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策が講ぜられたものであること。

(4) その他

ア 食事施設等の壁面、上屋等に広告物を掲示し又は塗装しないこと（店舗名の表示
その他必要最小限の情報伝達のためのものであって施設の一部として許可を受けて
いるものを除く）。

イ 食事施設等の意匠、構造及び色彩は周辺の環境と調和するものであること。

4 占用の許可の条件

食事施設等の占用に当たっては、特に次に掲げる条件を遵守すること。

- (1) 食事施設等の従業員は当該施設内で活動することを原則とし、施設外での客引き、
宣伝活動等を行わないこと。
- (2) 食事施設等の設置により多数の来客が見込まれる場合には、道路の交通に支障を及
ぼさないよう、駐車場の確保、行列の整序その他必要な措置を講ずること。
- (3) 公序良俗に反し、社会通念上不適当と認められるものを売買し、又はサービスを提
供するものではないこと。
- (4) 夜間や強風時には屋内に収納されるなど、いたずらや強風により占用許可を受けた
区域外に当該施設を構成する物件、商品等が散乱することのないよう、適切な管理
がなされるものであること。
- (5) 食事施設等の設置により近隣の住居、店舗等に影響を与えるおそれがあることか
ら、これらの施設の居住者、所有者、経営者等からの設置に係る同意を得ること。

5 その他

指針3（2）3）①に記載の案内所についても、上記要件をふまえて設置提案する
ものとする。